

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2009 夏号

2009年 7月発行 第55号



ご挨拶

猛暑の候、皆様におかれては益々ご清祥のことと存じます。常日頃ご厚誼を賜り有り難うございます。2009年夏号をお届けいたします。

外国法事務弁護士Adam Newhouse (アダム・ニューハウス) 弁護士 (米国カリフォルニア州弁護士) 入所のご案内

この度、米国カリフォルニア州弁護士Adam Newhouse 弁護士が弊事務所に入所し、東京事務所に勤務することになりました。同氏の学歴及び経歴は次頁以下の「入所のご挨拶」の欄でご紹介しているとおりですが、奥さんは日本人、日本文化に深い関心をもち、日本語による会話も大丈夫という親日家です。アメリカの大手法律事務所や日本の大手企業の法務部で培われた多方面にわたる実務経験をベースに皆様方のニーズに的確に答えて活躍してくれるものと存じます。私共同様、何卒ご交誼のほどよろしくお願い申し上げます。

法改正の動き

去る4月21日、不正競争防止法の一部を改正する法律が成立し (公布4月30日)、事業者が保有する営業秘密の一層の保護を図るため、営業秘密の刑事的保護について対象範囲が拡大されました。公布の日から1年6ヶ月以内に施行されることとなります。去る5月29日には消費者庁関連3法が成立しました (公布6月5日)。施行日は公布の日から起算して1年以内と定められています。いよいよ、消費者庁、消費者委員会の設置が動き出すこととなります。また、6月3日には、独占禁止法の一部を改正する法律も成立しました。この内容は7頁以下に解説しているとおりです。6月18日には特定商取引法、割賦販売法の一部を改正する法律が成立し、本年12月1日から施行されることになっています。また、土壤汚染対策法も4月17日に成立し (4月24日公布)、平成22年4月1日までに施行されることになっています。

そして、わが国の社会経済生活に関する基本法である民法 (債権法) についても、取引法の国際的調和を図りながらわかりやすい民法典の制定という視点から、抜本的改正の動きが本格化し、学者有志と法務省民事局参事官らによって構成された民法 (債権法) 改正検討委員会の改正試案として、「債権法改正の基本方針」が公表されました。これらの改正法や法改正の情報について、順次、事務所ニュースでご紹介して参りたいと存じます。

所長弁護士 中 務 嗣治郎



外国法事務弁護士
(カリフォルニア州弁護士)

アダム・ニューハウス

<出身大学>
米国ロヨラ大学シカゴ(B.A.)
米国コーネル大学
ロースクール(J.D.)
米国ニューヨーク大学
ロースクール(LL.M)

<経歴>
カリフォルニア州弁護士登録
法律事務所勤務(米国)

<1998>
総合商社法務部勤務(日本)

<2007>
法律事務所勤務(日本)

<2009年>
ローム株式会社法務部勤務
外国法事務弁護士登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

Self-introduction

Adam Newhouse

I am joining this law firm with a single purpose to apply all my legal experience accumulated over the last 20 years in the service of our clients.

I began my career at a large San Francisco law firm following my graduation from Cornell Law School. After several years, I resumed my legal studies and graduated from the New York University School of Law with a Master of Laws degree. Then, my aspirations to practice international commercial law brought me to Tokyo, where, after a few years in private practice, I joined the legal department of a prominent international *sogo shosha* in Tokyo. During my nine and a half years with that trading house, I was exposed to all facets of legal work attendant upon the diverse business operations of a large *sogo shosha*. I then joined the Tokyo office of a large U.S. international law firm, focusing on commercial international transactions. Early in 2009, I was privileged to become a part of the legal department of Rohm Co., Ltd., the world's leading manufacturer of semiconductors and other electronic products. At Rohm, I was introduced to multifaceted business operations of a true global leader in the field of electronics.

I only hope that now, while working at this law firm, all my experiences, accumulated knowledge and my desire to excel will yield many dividends for the lasting benefit of all our clients.

入所のご挨拶

外国法事務弁護士 アダム・ニューハウス
(カリフォルニア州弁護士)

この度、私は、これまで20年間に亘り培ってきた法律分野における経験の全てをクライアントの皆様のために活かしていくことを願って、当法律事務所に入所いたしました。

私は、コーネル大学法律大学院を卒業した後、サンフランシスコの大規模な弁護士事務所に入所しましたが、さらに掘り下げて法律の勉強をするために再び大学に戻り、ニューヨーク大学法律大学院で法学修士の学位を修得しました。

その後、国境を越えた国際法の実務に携わりたいという強い願望のもと、私は東京に居を移し、数年間の法律事務所での勤務を経て、東京にある国内有数の国際的総合商社の法務部に入社しました。同商社における9年半の勤務の中で、私は、日本の大規模総合商社の多岐にわたるビジネス活動に付随する法律関係業務に様々な方向から携わる機会を得ることができました。同社を退職した後、私は、国際的商業取引を中心的に扱うアメリカの大手法律事務所の東京事務所に入所し、2009年初めには、半導体その他の電子製品の製造分野で世界の最前線にあるローム株式会社の法務部の一員となる機会を得ました。ローム社では、電子産業の分野の真の世界的リーダーである企業の多面的なビジネス活動に触れることができました。

そしてこの度、当法律事務所勤務に当たり、私がこれまで築き上げてきた経験と知識、そしてより優れたサービスをご提供したいという強い思いが、クライアントの皆様利益に大いに貢献していくことを願ってやみません。



弁護士
小林 章博
(こばやし・あきひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
1999年 4月
最高裁判所司法研修所修了
(51期)
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)
2005年 3月
2級ファイナンシャル・プランニング技能士
2007年 4月
関西学院大学専門職大学院
経営戦略研究科兼任講師
〔「金融商品取引法」担当〕
2007年 6月
国家検定金融窓口サービス
技能検定委員
現在
大阪弁護士会社会法実務研究
会所属
関西商事法務研究会所属
全国倒産処理ネットワーク
所属

〈取扱業務〉
会社法務、商事法務、
民事法務、倒産法務、
金融法務、家事相続法務、
資産設計提案業務

「本当に怖い」インサイダー取引のお話

弁護士 小林 章博

「インサイダー取引」という言葉を皆さんお聞きになったことがあると思います。皆様は「インサイダー取引」という言葉からどのような行為を想像されますか?一般的には「インサイダー取引」とは「お金儲けのために何か違法な行為をすること」という程度の理解は浸透しているかと思います。にもかかわらずインサイダー取引に関するニュースは後を絶ちません。しかも、最近是有価証券の取引に関する専門家が摘発されたり、会社の役員が摘発されるようなケースも散見されます。しかし、インサイダー取引規制に抵触するような行為を行った場合、その結果は本当に怖く深刻なものです。ここではその一端をお話したいと思います。

1 「お金儲け」が目的でなくても規制の対象となる!

インサイダー取引は、金融商品取引法により規制されています。大きくわけて会社関係者によるインサイダー取引を規制するタイプのもの(金融商品取引法166条)と公開買付者等関係者によるインサイダー取引を規制するタイプのもの(同法167条)と2つの規制がありますが、ここでは前者を中心にご説明します。

さて、会社関係者による行為がインサイダー取引に該当する場合は概要次の要件を満たすような場合です。

- ① 会社関係者が一定の条件で重要事実を知りながら 又は 情報受領者が
- ② 重要事実※が公表される前に
- ③ 上場株券等の売買等を行うこと

この要件をご覧いただくとお気づきいただけると思いますが、インサイダー取引規制において「利益を得る目的」や「現実に利益を得たこと」等は要件となっていません。従って、たとえばある会社の合併(※未公表の重要事実)に該当するという前提です。)の準備をしている担当者が、その情報を利用して利益をえるような目的ではなく単に子供の入学金が必要であるという理由で自社株を売却して資金を作ったというケースであってもインサイダー取引規制に抵触してしまいます。

実際に摘発されたケースでは、たとえば執行役員が子会社の解散の事実を知りながら自社株の買い付けを行った例や役員が配当予想値の修正を知りながら自社株の買い付けを行った例等があります。これらのケースでもわかるように一般には「お金儲けのために」というようなイメージがあるため、自らがインサイダー取引をしているという意識もなまにインサイダー取引を行ってしまうことがあります(このような例は「うっかりインサイダー」などと呼ばれたりすることもあります。)

2 「この程度の取引ならわからないのではないか」は通じない!

インサイダー取引については、証券取引等監視委員会がその調査を行っています。

もともとインサイダー取引規制違反に対する制裁は刑事罰だけしかなかったのですが、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するために、平成17年4月1日からインサイダー取引規制違反に対する制裁として新たに課徴金制度(金融商品取引法の一定の規制に違反した者に対して金銭的負担を課す行政上の措置)が導入されています。これにより証券取引等監視委員会の権限も課徴金調査にまで拡大され、最近では課徴金を課されるケースが増えてきています。証券取引等監視委員会の規模も平成4年に発足した当時80人余であった職員が、現在ではその約4倍にあたる300数十名にまで拡充されています。このような形で証券市場の監視体制は厳しいものとなっています。

現に、今年になって課徴金納付が命ぜられているケースをみますと、その多くが平成19年頃に行われた数百万円程度の株式の取引の事例で

※「重要事実」とは、大きくわけて
「決定事実」(例:合併、株式分割等)
「発生事実」(例:業務遂行の過程で生じた損害等)
「決算情報」(例:業績予想の大幅な修正など)
「子会社に関する重要事実」等があります。
具体的な項目や数値基準等が法令により定められています。

あり、刑事罰しかなかった時代においてはあるいは軽微な案件として摘発されなかった可能性があります。

しかし、約2年前に行われた数百万円程度の株式の取引が詳細に調査され、今年になって順次課徴金納付という形で摘発されているのです。まさに、現在は「この程度の取引であればわからない」という感覚は通用しない時代になっています。

3 「深刻な結果」・・・会社名の公表、失職、重大な場合には刑事処罰を受ける!

先に未公表の重要事実が発生している中で自社株の買い付けを行ったケースを2例紹介しましたが、これらのケースでは数千万円にのぼる課徴金が課せられています。これだけでも非常に「深刻な結果」が生じているといえますが現実はそれにとどまりません。

インサイダー取引が摘発されたケースでは証券取引等監視委員会や金融庁の報道においても会社名が公表されるのが通例であり、当然のことながらその会社のレピュテーション(風評)にも重大な影響を及ぼします。また、証券取引等監視委員会による調査では、インサイダー取引を行った者だけではなく、その者が所属する会社の上司や同僚等の周辺の関係者に対しても調査が行われることがあります。これにより会社が受ける事務的な負担、精神的な負担、金銭的な負担(ケースによっては弁

護士に委任する等の必要も生じます。)等はかなり重いものと言えるでしょう。

さらに、インサイダー取引を行った者はケースによっては懲戒解雇されるなどにより失職することもあります。悪質なインサイダー取引であった場合には、課徴金ではなく重い刑事処分を受けることもあります。刑事処分としては5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処し、またはこれが併科されます。インサイダー取引の行為者が法人の業務または財産に関してインサイダー取引をおこなった場合には、法人にも5億円以下の罰金が科されます。

このようにインサイダー取引は「本当に怖い」ものであることの一端をご説明いたしました。インサイダー取引規制違反のニュースが日常的に流れている現状をみますと、まだまだその理解が浸透していないものだと感じます。

皆様の会社は大丈夫ですか?「まだまだ社員の理解が不十分だと感じる」、「そんなに怖いものだとは知らなかった」という会社の方がいらっしゃれば、これを機会に一度インサイダー取引先見性について社内で勉強される機会をもってはいかがでしょうか。



Legalinkブタベスト総会ご報告

弁護士 安 保 智 勇



弁護士
安 保 智 勇
(あば・ちゆう)

〈出身大学〉
中央大学法学部

〈経歴〉
1986年4月最高裁判所
法研修所修了(38期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

〈1990年〉
ニューヨーク州弁護士登録
ミシガン州弁護士登録、
米国デッキンソン・ライト
法律事務所勤務

〈1992年〉
中央総合法律事務所復帰

〈取扱業務〉
国際取引、金融法務、貿易
法務、会社法務、商事法務、
民事法務、知的所有権、
独占禁止法務、税務法務

全世界的な独立法律事務所ネットワークであるLegalinkの2009年春季総会が本年4月23日から25日まで開催され、日本の正式メンバーとして当事務所から当職が参加いたしました。

今回の全体会では、サブプライム後金融商品に関して米国で予想される規制やその世界に与える影響、NASDAQの元会長、バーナード・マドフによる米国での最大の金融詐欺に関する投資家救済手段などがテーマとして取り上げられました。

当職も参加した労働法の分科会では、現在の経済情勢を反映して各国の解雇法制に関する熱心な議論が交わされました。分科会での意見を反映して、Legalinkではメンバー事務所の共同作業として、各国の解雇法制について紹介したブックレットを近々発行する予定です。

本総会では、Legalinkのメンバーの法律事務所に所属する弁護士が中心となってマン島で設立した会社設立、信託、資産管理などのサービスを行うLEGAL NETWORK SOLUTIONS LTDの紹介もなされました。日本では、このようなオフショア地域の利用はまだまだなじみのない存在ですが、税制面などの有利性から海外では資産を有する会社や個人がマン島のようなタックスヘイブンに資産管理会社を設立することは珍しくありません。同社の提供するサービスについては、



同社ホームページ (<http://www.legalnetworksolutions.co.uk/>)をご覧ください。

今回の総会はドナウ川にかかる有名なくさり橋に面したブタベスト・マリオットホテルで行われました。参加日程中は天候にも恵まれ、美しいブタベストの街並みを堪能することができました。しかし、全世界的な不況は、M&Aや金融取引の減少により、各国の法律事務所の経営環境にも多大な影響を与えており、会議の合間で交わされる雑談でもこれを反映した厳しいものが垣間見られました。

なお、Legalinkのホームページでは、現在、各国の公共工事等の入札に関する法制度を紹介したブックレットを公開しております。興味のある方は同ホームページ http://www.legalnetworksolutions.co.uk/publications_detail.php?aId=389 までアクセスしてください。日本の法制度については当事務所が紹介しております。





弁護士
 米国ニューヨーク州弁護士
中務 尚子
 (なかつかさ・なおこ)

〈出身大学〉
 京都大学法学部
 米国ノースウェスタン大学
 ロースクール(LL.M)

〈経歴〉
 1994年4月最高裁判所司法研修所修了(46期)
 大阪弁護士会登録
 中央総合法律事務所入所
 2005年5月米国ノースウェスタン大学ロースクール卒業
 2005年8月
 Leydig, Voit & Mayer
 法律事務所勤務
 2006年4月
 ニューヨーク州弁護士登録

〈取扱業務〉
 民事法務、商事法務、
 会社法務、知的所有権、
 家事相続法務

近時の裁判例にみるパワーハラスメント

弁護士 中務 尚子

新聞紙上において、「パワハラ」という言葉を目にすることがあります。このパワーハラスメントという言葉は、2002年ころに登場したいわゆる造語ですが、職場におけるいじめ、嫌がらせが社会的に問題視されはじめるとともに、民事あるいは労働関係の裁判においても認知されるようになってきました。

本年4月、厚生労働省は、労災認定の基準を見直し、パワハラによってうつ病等の精神疾患になった場合を想定して、新たな基準を設置しました。裁判例や裁決例においても、パワハラを正面から論じ、損害賠償を認めるものが近年になって見受けられ、パワハラは、言葉の浸透とともに、社会問題、そして法的問題としてクローズアップされてきました。本稿では、パワハラについて、近時の厚生労働省の動向や民事裁判例を中心に説明したいと思います。

1 パワーハラスメントとは

(1) パワハラの定義

パワーハラスメントには、明確な定義があるわけではありません。「職務上の地位や権限を利用したいじめ」であるとか、「職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範囲を超えて、継続的に、人権と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること」などと言われています。上司によるいじめ、嫌がらせのみならず、同僚間、正社員と派遣社員などの間においても起こりえます。ただし、暴力をふるうなどの極端な事例は論外として、上司による厳しい指導すなわち職務上の範囲にはいる指示、指導との見極めに注意が必要です。

(2) パワーハラスメントにかかる責任

パワハラをなしたことが認定された場合、加害者としての個人責任には、民法709条による不法行為責任(被害者に対して損害賠償をなす責任)があります。加えて、社内における懲戒処分の対象となることがあげられます。

また、企業が問われる責任としては、民法715条に定める使用者としての責任(被害者に対して損害賠償をなす責任)及び労働環境整備義務を怠ったことによる責任などがあげられます。

2 厚生労働省におけるパワハラへの対応

(1) 従来の判断基準

職場において、従業員が上司のいじめ等によりうつ病を発症したり、極端なケースでは自殺したような場合に、往々にして本人または遺族から労災認定申請がなされます。

従来、厚生労働省は、パワーハラスメントについての労災認定の判断基準を明確に設定していませんでした。職場における心理的負荷を原因としてうつ病等を発症した場合、平成11年9月14日付「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」により、心理的負荷の強度を総合的に評価していましたが、嫌がらせやいじめを受けた場合の評価項目としては「上司とのトラブルがあった」というものがあつたにすぎず、また、必ずしも統一的な取扱いとなっていなかったのです。

(2) 平成21年における動き

ところが、平成19年になって、名古屋高裁判決(平成19年10月31日)、東京地裁判決(平成19年10月15日)及び労働保険審査会裁決(平成19年10月15日)が続き、いずれの判決においても、業務に関連する出来事に伴う心理的負荷が原因となって精神疾患を発症したこと、すなわち業務と精神疾患との間に相当因果関係が認められ、労働基準監督署長による遺族補償給付等の不支給決定が取り消されました。このようにパワハラの問題が社会的に重要視され、それによる労災を認める判決等が出された中、厚生労働省は、まず、平成21年2月6日付にて、各都道府県労働局の労働基準部長に対し、「上司の「いじめ」による精神障害等の業務上外の認定について」という通知を發しました。同通知は、上記3つの判決等をあげ、このうち名古屋高裁判決を具体的に分析したうえ、上司の「いじめ」の評価の方法について一定の考え方を示しました。

そして、平成21年4月には、上記の業務と精神疾患との間に相当因果関係を認める判決や裁決が続いたこと、また、パワハラについての労務相談が急増していることを受け、パワハラによる精神障害の発症を想定して、「ひどい嫌がらせ、いじめ、または暴行を受けた」という項目を新設しました。労災認定の基準にパワハラの見点が取り込まれたのです。これにより、パワハラによ

る労災認定の申請が増加し、あるいは、かかる労災認定において統一的な基準が確立することが期待されています。

3 裁判例のご紹介

裁判例においては、まさにパワハラを不法行為として正面にすえ、損害賠償責任を論じる事案(下記(2)及び(4))、そして労災事案において、業務とパワハラ、業務と疾病との関連性を争点にすえ、労災にかかる不支給の認定を取り消すよう求める事案(下記の(1)及び(3))があります。近時はパワハラを正面から認定し、不法行為としての損害賠償義務が認められるようになってきました。下記の具体的事例での認定を参考にしてください。

(1) 名古屋高等裁判所(平成19年10月31日)

電力会社に勤務していた従業員がうつ病に罹患して自殺したという事件において、自殺したことが業務に起因するものであるか否かが争点でした。裁判所は、まず、従業員が主任へ昇格したことについて、相当程度心理的負荷が強かったものとしたうえで、そのような中、上司により、「主任失格」「おまえなんか、いてもなくても同じだ」との叱責がなされ、従業員に対してのみ結婚指輪を外すよう命じていたこと(「目障りだから、そんなちゃらちゃらした物は着けるな、指輪は外せ」と述べた)を認定し、これらについて、「何ら合理的理由のない、単なる厳しい指導の範疇を超えた、いわゆるパワーハラスメントとも評価されるもの」と述べたうえ、業務とうつ病発症、そして自殺との間の相当因果関係を認めました。

(2) 東京高等裁判所(平成17年4月20日)

かねてからある従業員(課長代理)の仕事ぶりに不満があった上司が、ユニットの従業員全員に対して、同人を名指して、「意欲がない、やる気がないなら、会社を辞めるべきだと思います。会社にとって損失そのものです。あなたの給料で業務職が何人雇えると思いますか。あなたの仕事なら業務職でも数倍の実績を上げますよ。」とのメールを一齐送信したという事案です。裁判所は、「控訴人の名誉感情をいたずらに毀損するもので、控訴人を指導・叱咤督促しようとの送信目的が相当であったとしても、その表現において許容限度を超え、著しく相当性を欠くもので、不法行為を構成する。」として、損害賠償を認めました。

(3) 東京地方裁判所(平成19年10月15日)

製薬会社に勤務していた従業員が自殺した事案です。その直属上司である係長の発言(「存在が目障りだ」「お願いだから消えてくれ」「お前は対人恐怖症やろ」等)及びその言いかた、その従業員に対する不信任や嫌悪感、その従業員の直行直帰を原則としていた職場形態等を検討すれば、係長の当該従業員に対する態度による心理的負荷は、一般人を基準として、

社会通念上、客観的にみて、精神障害を発症させる程度に過重なものと評価できるとされました。

この事件において裁判所により認定された上司の発言の例は次のとおりです。

- ・存在が目障りだ、居るだけでみんなが迷惑している。おまえのカミさんも気がしれん、お願いだから消えてくれ。
- ・何処へ飛ばされよう俺はおまえは仕事しない奴だと言いつつ触らしたる。
- ・お前は会社を食いものにして、給料泥棒。
- ・お前は対人恐怖症やろ。
- ・病院の廻り方がわからないの、勘弁してよ。そんなことまで言わなきゃいけないの。
- (4) 名古屋地方裁判所(平成16年7月30日)
- ある会社に勤務する従業員が、先輩従業員から継続的に暴言、暴行を受けたという事案です。裁判所は、会社及び先輩従業員の双方に対し、損害賠償を命じています。裁判所が認定した「いじめ」の例示は次のとおりです。
- ・下塗り塗装のミスについて、「もう辞めろ。お前仕事になってない。もうお前なんか来んでいい。」と言った。
- ・従業員が膝を痛め病院で水抜きをしてもらうため欠勤し、翌日出勤すると、「仕事の遅い人が来ました。昨日は早く終わったの。」と言った。
- ・休憩時間に休憩を取っていると、「やる事が遅いし、手順が悪いのだから、休憩なんかしていないで、さっさと仕事をしろ。」と言った。
- ・朝礼で、会社から、「不景気のためリストラもある」旨の話があると、「おい、リストラ。」と呼ぶようになった。
- ・「仕事が遅いから、会社辞めたら。」「お前は馬鹿か、馬鹿は馬鹿なりの仕事をしろ。」との発言。

4 企業としてとるべき対応

社内でパワハラ問題が発生した場合、企業にどのような影響を与えるでしょうか。

問題に対応に要する時間的・経済的負担はもちろん、企業イメージは低下し、社内の士気が低下するかもしれません。従業員間におけるモラルダウン、人材の流出のおそれ、また、従業員全体の意識が業務に直結するので、顧客に対するサービス低下にもつながりかねません。

企業として、パワハラに対しては断固たる対処をなすという方針を社内で明確化することが最も肝要です。加えて、従業員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備し、問題が発覚した後の迅速かつ適切な処理をなすことを心がけてください。



弁護士
中野 清登
(なかの・すみと)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
2005年10月最高裁判所
司法研修所修了(58期)
中央総合法律事務所入所
2005年10月信託法学会
入会

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

独占禁止法の改正の動き

弁護士 中野 清登

1 はじめに

本年6月3日に、国会において「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独禁法」といいます。))の一部を改正する法律(以下「改正法」といいます。))が成立し、同月10日に公布されました。

改正法の施行日は、一部の規定を除き公布の日から1年を超えない範囲で政令で定める日とされています。

本稿では、今回の改正内容を中心に、以前になされた平成17年改正の概要、今回の改正に至る経緯、及び今後の改正の動向もあわせてご説明いたします。

2 平成17年改正の概要

独禁法は、昭和22年に制定されましたが、違反行為が後を絶たないことから、違反行為に対する抑止力を十分なものとするため、平成17年に大幅な改正がなされました。

平成17年改正の概要は以下のとおりです。

- ①課徴金制度の見直し
違反行為に対する課徴金の算定率が大幅に引き上げられました。
また、課徴金の適用対象となる違法行為の範囲について、価格カルテル等のみならず、数量・シェア・取引先を制限するカルテル及び私的独占並びに購入カルテルについても課徴金の適用対象とされました。
- ②課徴金減免制度の導入
違反行為について公正取引委員会への通告を行うことにより課徴金の減免の恩恵が受けられる、課徴金減免制度が導入されました。
- ③犯則調査権限の導入
刑事訴追の対象となる事件の調査のために、公正取引委員会(以下「公取委」といいます。))に、捜索・差押等を行う権限が与えられました。
- ④審判手続の見直し(後述5をご参照下さい。)

3 今回の改正の経緯

平成17年の改正の際に、平成17年の改正法の施行後2年以内に新法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度のあり方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続のあり方、審判手続のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて

所要の措置を講ずるものとされました。

これを受けて、平成17年7月以降、内閣官房長官の私的懇談会として「独占禁止法基本問題懇談会」(以下「懇談会」)が継続的に開催され、平成19年6月26日に、懇談会の審議結果をまとめた「独占禁止法基本問題懇談会報告書」(以下「報告書」といいます。))が発表されました。

かかる議論を踏まえ、平成20年に独禁法の改正法案が国会に提出され、その後同改正法案の一部に修正が加えられた改正法が本年6月3日に成立するに至りました。

4 今回の改正内容

今回の改正内容は、課徴金制度等の見直し、企業結合規制の見直し、不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ、及びその他所要の改正に大別することができます。以下、順にご説明いたします。

(1) 課徴金制度等の見直し

ア 課徴金の適用範囲の拡大

改正前は、課徴金の適用範囲は、他の事業者と共同して対価を決定する等の方法により競争を制限する「不当な取引制限」及び他の事業者の事業活動を支配することによって市場支配力を行使する「支配型私的独占」に限られていましたが、改正法では、上記に加え、以下の類型についても新たに課徴金の適用範囲に含まれることになりました。

- (私的独占)
- ・競争相手や新規参入者等を市場から排除することにより市場支配力を行使する「排除型私的独占」
- (不公正な取引方法)
- ・商品を不当に低い価格で販売する「不当廉売」
- ・取引先等によって商品等の対価に不当な差をつける「差別対価」
- ・複数の事業者が特定の事業者との取引を拒絶する「共同の取引拒絶」
- ・小売業者等に販売価格を指示する「再販売価格の拘束」
- ・優越的地位にある事業者が取引先に対して不当な不利益を与える「優越的地位の濫用」

なお、上記のうち、「不当廉売」、「差別対価」、「共同の取引拒絶」及び「再販売価格の拘束」については、10年以内に同一の違反行為を再度

行った場合のみ課徴金の適用対象になります。

また、今後公取委において、課徴金の適用範囲について具体的かつ明確に示すためにガイドラインを作成することが予定されています。

イ 主導的事業者に対する課徴金の割増し

改正法では、違反行為を行った事業者のうち、違反行為をすることを企て、かつ他の事業者に対して違反行為をすること又はやめなことを要求する等により、違反行為をさせ又はやめさせなかった者は、課徴金が通常よりも5割増しとされることになりました。

ウ 課徴金減免制度の拡充

改正法では、一定の要件を満たす場合に、同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認めることになり、その結果グループ企業の中で最も有利な順位による課徴金減免の利益をグループ全体で享受することが可能になりました。

また、改正前は、課徴金の減免を受けられる事業者の数について最大3社までとされていましたが、改正法では最大5社までと拡大されました。ただし、調査開始後については最大3社までとされています。

エ その他

上記以外にも、改正法では、違反行為を行った事業者の事業を承継した一定の事業者に対して、排除措置命令・課徴金納付命令をすることが可能になり、また、違反行為がなくなっから命令を行うまでの期間の上限である除斥期間が延長されました。

(2) 企業結合規制の見直し

株式取得による企業結合について、改正前は事後的な届出で足りましたが、改正法では他の種類の企業結合と同様に事前に公取委への届出が必要とされました。

また、届出を要する議決権保有割合の基準、届出が必要な資産規模の基準等、届出の必要性の基準について変更がなされました。

(3) 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ

改正法では、不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の上限が、3年から5年に引き上げられました。

(4) その他

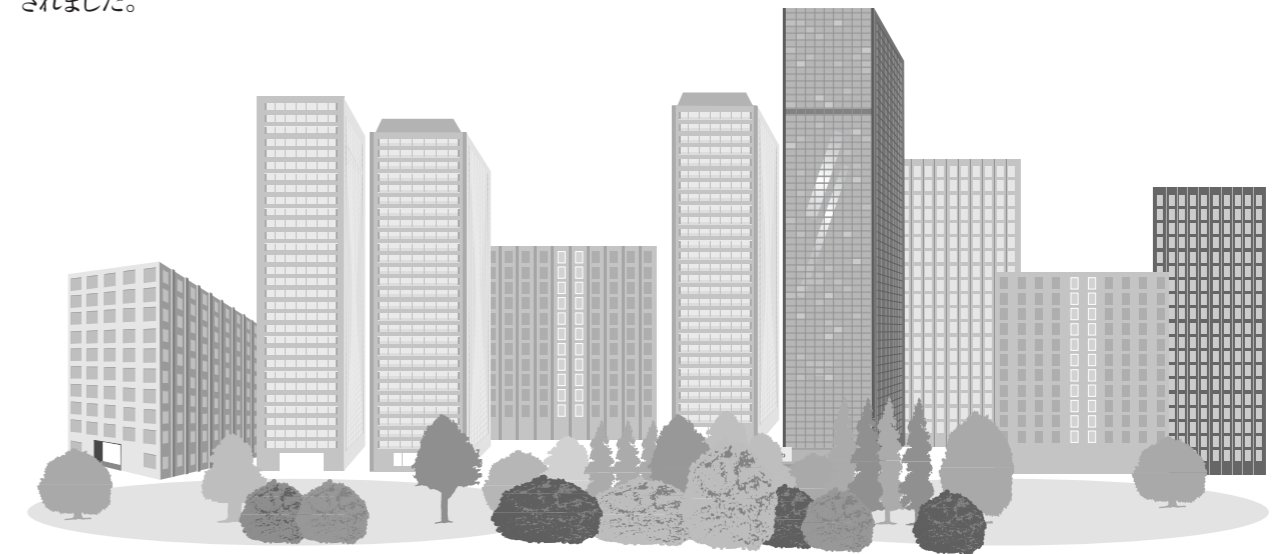
上記以外にも、海外当局との情報交換に関する規定の新設、利害関係人による審判の事件記録の謄写・閲覧規定の見直し、差止訴訟における文書提出命令の特則の導入等、所要の改正がなされました。

5 今後の動向 - 審判手続の見直し -

審判手続に関して、平成17年以前は、公取委による勧告がなされ、事業者が勧告に応じない場合には審判手続に移行し、審判における審決に基づき排除措置命令・課徴金納付命令がなされるという「事前審査型審判方式」(以下「事前審査型」といいます。))がとられていました。

しかしながら、事前審査型では違法状態の解消に時間を要することや、課徴金の支払いや官庁の指名停止の時期を操作するために審判で争われるという弊害が指摘されたこと等から、平成17年改正により、審決を経ることなく排除措置命令・課徴金納付命令が可能であり、被処分者に不服がある場合に審判を行う「不服審査型審判方式」に改められました。今回の改正の際、懇談会において、審判手続のあり方について改めて検討がなされ、その結果、報告書において、被処分者に対する適正手続を保障する等の理由から、公取委において条件が整った段階で改めて事前審査型を採用することが適当であるとの意見が述べられました。

これを受けて、改正法において、審判手続にかかる規定について全面にわたって見直すものとし、平成21年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされており、この点について今後の動向が注目されます。





弁護士

古川 純平
(ふるかわ・じゅんぺい)

〈出身大学〉
北海道大学法学部

〈経歴〉
2007年9月最高裁判所司法研修所修了〈60期〉
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

倒産解除特約の有効性

弁護士 古川 純平

1 はじめに

実務上、売買契約やリース契約、賃貸借契約等の契約書には、「破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算の申立て等があったときは、催告をしないで解除することができる」という趣旨の条項が定められることがよくありますが、かかる解除特約の有効性については、これまで判例・学説上で意見が対立し、議論がなされてきました。

この点、会社更生手続の場合の解除特約の有効性に関しては、「債権者、株主その他の利害関係人の利害を調整しつつ窮境にある株式会社の事業の維持更生を図ろうとする会社更生手続の趣旨、目的を害するものである」等として、その有効性を否定する最高裁の判決(最高裁第三小法廷昭和57年3月20日判決)が存在しますが、かかる判決が出された以後も、「清算型」の破産手続の場合の解除特約の有効性や、会社更生手続と同じく「再建型」ではあるが担保権の取扱いが異なる民事再生手続の場合の同特約の有効性に関しては、なお争いがあるところでした。

2 最高裁第三小法廷平成20年12月16日判決

このような状況の中で、平成20年12月16日、最高裁判所は、民事再生手続開始申立てがあったときを解除原因とする、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約中の解除特約の有効性について、その有効性を認めることは「…担保としての意義を有するにとどまるリース物件を、一債権者と債務者との間の事前の合意により、民事再生手続開始前に債務者の責任財産から逸出させ、民事再生手続の中で債務者の事業等におけるリース物件の必要性に応じた対応をする機会を失わせることを認めることにほかならない」とし、同特約を「民事再生手続の趣旨、目的に反するものとして無効」と判断しました。

本判決は、民事再生手続の場合のフルペイアウト方式によるファイナンス・リース契約中の解除特約の有効性について判断したのですが、民事再生手続の趣旨、目的から解除特約の無効を導く本判決からすれば、賃貸借契約等他の契約中の解除特約についても同じく民事再生手続の趣旨、目的に反するとして無効と解されるものと考えます。

なお、本判決では、田原睦夫裁判官が、倒産申立て解除条項と弁済禁止の保全処分との関係について、私見として補足意見を述べられております。同補足意見では、「本判決の結論は、再生債務者がリース料金を滞納した場合のリース契約の解除の可否には、当然ながら何らの影響を及ぼすものではなく、債務不履行解除は可能であることを確認されるとともに、かかる債務不履行解除と弁済禁止の保全処分の申立てがなされ、その決定を得た場合の手続きの流れ(「弁済禁止の保全処分は開始決定と同時に失効するので、再生債務者は、リース料金について債務不履行状態に陥ることとなる。したがって、リース業者は、別除権者としてその実行手続としてのリース契約の解除手続等を執ることができることとなる。そして、再生債務者は、民事再生手続の遂行上必要があれば、これに対し、担保権の実行手続の中止命令(同法31条1項)を得て、リース業者の担保権の実行に対抗することができる」と考える)等について述べられており、実務上参考となります。

3 破産手続との関係

破産手続の場合の解除特約の有効性については、破産手続については、法的清算手続であることから、解除特約を無効であると解することは、契約自由の原則からしても困難であると考えられるとする見解(園生隆司他4名編 新・裁判実務体系28 新版破産法 204頁以下 執筆者 富永浩明。但し、執筆者は信義則違反又は権利濫用で解除を争うことは可能とする。)等もありますが、他方で、解除契約の有効性を認めると、常に破産管財人に解除を主張することができることになり、法が破産管財人に対して履行か解除かの選択権を与えたことの意味を事実上失わせるとして否定する見解(伊藤眞著 破産法(第四版)260頁)等もあり、議論が分かれているところです。

裁判エッセイ 30 ● 駅伝、交番、調停

弁護士 川口 富男

(元 高松高等裁判所長官)

「駅伝、交番、調停」と掛けて何と解くという謎掛けに対し、「津波」と解きます。その心は、「どの単語もその発音のままに世界に通用する」です。

「津波」がそのまま「tsunami」として世界に通用することは知られていますが、「駅伝、交番、調停」もそのままの発音で世界に通用するそうです。ここでは事実上の国際共通語である英語として通用していると言っておきましょう。

「駅伝」は、日本発祥の長距離のリレーのことですが、明治初年に京都から東京までの東海道の宿場(駅)ごとのリレー競争をしたことがあり、それを駅伝徒歩競争と名付けたのが最初で、それが関東の大学による箱根駅伝につながりました。

駅伝では、持ち場それぞれが長距離競走としてのドラマ性を持ち、その区間をできる限り早く走らなければならない反面、オーバーペースになって棄権してはならないという絶対的な要請があります。そのきわどい接点を見据えながら、日頃の訓練をし、体調を維持し、当日は最高の走りをしなければならないのですから、選手の受けるプレッシャーは大変なものだそうです。

選手は大変ですが、それだけに純然たる個人プレーであるマラソンと違った面白さがあります。「マラソンは落ちていくが、駅伝は上がっていく」と言われるように、駅伝では二十何人抜きなどということもあって、希望があります。走者は倒れる寸前のようにゴールに飛び込みますが、消耗していない次の走者にたすきが渡されると、人生が再生するような気がしますし、その走者は前走者の頑張りを受け継いで本来以上の走りを見せることがあり、興味が尽きません。

その面白さが外国でも認識され、「ekiden」として認知されています。



「交番」は明治初年に警視庁に設けられた「交番所」が始まりです。四辻等に立番して治安や案内に貢献していたのですが、「交番所」という名前は「交替で立番する所」の下線部分に由来します。最初は立番の場所に建物はなかったのですが、建物が建てられ、名称も「交番所」「派出所」から現在の「交番」と変遷しています。市民安心安全のより所の代名詞となっていて、外国からも、日本の治安の良さの源とまで評価され、外国にない制度ですから、そのまま「koban」として通用するようになりました。交番には「交番」とともに「KOBAN」とも表示されていますが、これは交番のローマ字表記というよりも、「KOBAN」という表示そのものが外国人に安心安全のより所として通じることに由来するようです。



「調停」も日本発祥の制度です。明治期に欧米の裁判制度が導入され、裁判が基本的な解決手段とされてきたのですが、大正期に入ってから産業構造が大都市の工場に重点が移り、大都市の借地借家が増加し、それに関する紛争が多発するようになりました。その関係を裁判で解決することが困難或いは不適當ということで、大正11年に大都市について、互いに譲り合い、条理にかなない実情に即した解決を目的とする調停制度が導入されました。その有用性は次第に広く認識されて拡充され、今では民事や家事の事件の全てで調停が行われ、件数でも、内容でも裁判と互角の働きをしています。

日本には、裁判より互譲による解決に親しむ風土があります。背景のいくつかを挙げてみましょう。ギリシャの神々は、殺し合いをしますが、日本の神々は争っても、アマテラスがスサノオを出雲の国に追放したように追放ぐらいですまします。日本で縄文時代が1万年くらい続いていたところに弥生人が渡航してきましたが、弥生人は縄文人を抹殺せずに、共存しました。縄文文化が日本の自然に適していることを評価したのです。また、日本の神道は渡来してきた仏教を排斥せずに共存しました。キリスト教等の一神教が支配する欧米等では考えられない現象です。欧米やイスラムの戦いは抹殺型ですが、日本の戦いは負かした相手が降伏すれば味方に取り入れます。スポーツでも、相手が起きあがれなくなるまで戦うボクシングと手をついただけ、土俵を割っただけで勝負のつく相撲の違いに現れていますし、チェスでは取った駒は生かせませんが、将棋では取った駒が味方として活躍できることにも現れています。

このように日本の争いは、相手を抹殺までしないところに特徴があります。それは日本が外へ移動しにくい島国であり、限られた自然の中で営まれる農業社会であることとも関係しています。そこでは徹底的に争って黒白を決めるより、その一歩手前で互譲による解決をする方が長い目でみて望ましいという知恵とコンセンサスがあるのです。

そうしたことを受けて、江戸時代にはむしろ裁判で決着をつけるよりも、相対(あいたい)、つまり当事者同士で和解することが原則とされていましたし、村の長などの第三者がその和解を斡旋すること、つまり「調停」が行われていました。

公平で公正な互譲を実現するためには、公平公正で有能な調停者が必要であることは言うまでもないのですが、今日日本では裁判所の調停だけではなく、和解斡旋をする各種の裁判外紛争解決手続(ADR)が設けられ、幅広い対応ができるようになっています。



社会が複雑化し、個人の権利主張が強くなるにつれ、紛争が多様化複雑化していき、訴訟が定めている定型的な解決策だけでは需要に応えられなくなりました。訴訟社会と言われているアメリカでも、訴訟の不経済や堅さが反省され、反面調停の有用性が認識されて広く行われるようになり、「調停」が英語としても通用するようになったのです。

駅伝、交番、調停の共通項は、日本発の制度なのに外国でもその発音のまま通用するというだけではありません。この三語に共通することは、人が孤立するのではなく、他者と対話協力共同することによってこそ、望ましい結果を達成できることを暗示する点にあります。これには個人主義に徹しようとする社会では得られない良さがあり、それが評価されて、世界語になっているのだと言えるのです。その点、ハワイの日系移民が使ったことから米語・世界語になった「tsunami」とは違った意味合いがあります。

駅伝、交番、調停が世界語になっているということは、欧米にはこうした共同作業を実践する素地がなく、それ故にその単語もなかったことを示していますし、日本発の共同作業文化が世界をリードし、経済や環境等の点で世界再生のよすがになることを予感させます。

「国税不服審判所の活用」



税理士
岡山 栄雄
(おかやま・えいお)

〈出身学校〉
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

〈出身地〉
高知県四万十市

〈主な経歴〉
大阪国税局 総務部 企画課長
大阪国税局 査察部 管理課長
大阪国税局 査察部 次長
国税不服審判所 審理部 副審判官
福知山税務署 署長
南 税 務 署 署長

〈中央総合会計事務所〉
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

1 私は、国税不服審判所で二年間副審判官として勤務しました。審判所は、税務の執行機関から組織的にも機能的にも分離され、民主的な税務行政のために、もっぱら審査請求の審理という司法類似の作用を営む専門機関として、昭和45年5月に発足しています。審判所を中心とした「権利救済制度の概要」は、下記のとおりです。

2 審判所の特徴的なところを説明します。
(不服申立前置) 税務訴訟は、審判所の前審手続を経た後でなければ提起できません。これは税務当局の処分が、専門的、大量回帰的であり、かつ、行政の統一性を図る必要があるからです。したがって前審を経ない訴えは、不適法なものとして却下されます。

(手数料無料) 裁判所における訴訟には、一定の手数料が必要です。しかし審判所における手数料は無料となっています。

(代理人資格) 民事訴訟においては、代理人は弁護士に限定されています。しかし審判所においては、代理人の資格は問わないことになっています。

(職員構成) 審判所では専門知識が必要なことから、多くの税務職員が転籍して仕事をしています。しかし審判所長は、現職の裁判長が転籍就任しています。

また、数人の審判官は裁判所からの出向者となっています。特に今年度からは、税理士などの民間人を審判官として採用することになっています。

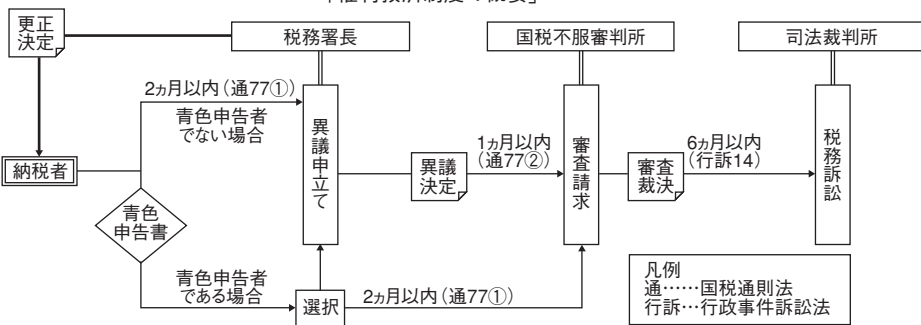
(合議による裁決) 裁決の結論は、審判官三名による合議制となっています。また審判の手続や審理内容は、ほとんど裁判所の制度に類似したものとなっています。

(争点主義運営) 審理内容は、争点主義による運営となっており、争点になっていない事項は審理をしません。したがって審判所において税金が増額されるようなことはありません。

(裁決書の効力) 裁決書の結論に不服がある場合に、納税者は六ヶ月以内に裁判所に訴訟を提起することができます。しかし税務当局は、裁決書の結論に拘束されることになっていないので、裁決に不服がある場合でも結論の変更はできません。

3 我が国の税務行政は、争いごとを避ける国民性から、多くの納税者の修正申告などによって解決されています。しかし、将来の税務行政は、アメリカ型のように、当局の処分に対して、納税者が不服申立てをし、その内容を第三者機関である審判所や裁判所が判断するという、民主的な形になっていくものと考えます。是非、多くの方が審判所を活用され、民主的に開かれた税務行政に寄ってほしいと思います。

「権利救済制度の概要」



大阪事務所



弁護士法人

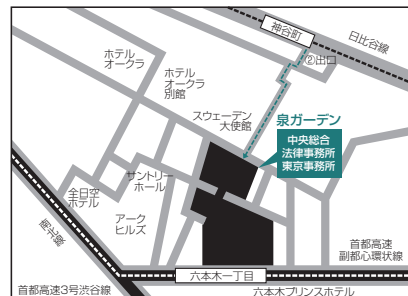
中央綜合法律事務所

<http://www.clo.jp>

■大阪事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289

■東京事務所
〒106-0032
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

東京事務所



●所属弁護士等

- | | | | | | | |
|------------|-----------|--------------------------------|-------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 弁護士 中務 嗣治郎 | 弁護士 岩城 本臣 | 弁護士 森 真二 | 弁護士 加藤 幸江 | 弁護士 村野 譲二 | 弁護士 安保 智勇 | 弁護士 中光 弘 |
| 弁護士 中務 正裕 | 弁護士 中務 尚子 | 弁護士 村上 創 | 弁護士 小林 章博 | 弁護士 錦野 裕宗 | 弁護士 鈴木 秋夫 | 弁護士 藤井 康弘 |
| 弁護士 國吉 雅男 | 弁護士 瀧川 佳昌 | 弁護士 堀 貴博 | 弁護士 衛藤 祐樹 | 弁護士 金澤 浩志 | 弁護士 山田 威一郎 | 弁護士 中野 清登 |
| 弁護士 吉田 伸哉 | 弁護士 田口 健司 | 弁護士 平山 浩一郎 | 弁護士 古川 純平 | 弁護士 松本 久美子 | 弁護士 柿平 宏明 | 弁護士 赤崎 雄作 |
| 弁護士 川口 富男 | 弁護士 岡村 旦 | 弁護士 アダムニューハウス
(オカフォロニア州弁護士) | 弁護士 顧 曉
(中国律師) | 弁護士 寺本 栄
法務部長 | 弁護士 角口 猛
法務部長 | 弁護士 野草 弘嗣
法務部長 |